

実務対応報告公開草案第4号 「連結納税制度を適用する場合の税効果会計に関する当面の取扱い（その1）(案)」に対する意見

平成14年9月20日

日本公認会計士協会

このたび公表されました上記公開草案に対する当協会としての意見を以下のとおり申し上げます。

1. Q3について

Aのなお書きは、「流動資産として表示される繰延税金資産について、一律に付加税率を含まない税率で計算することも認められる。」としている。

投資その他の資産及び固定負債に含まれる繰延税金資産・負債については、付加税率の適用期間が短いことから簡便的な処理を認めるとされているが、流動資産に含まれる繰延税金資産について簡便法を認めることについては、特段の理由は記載されていない。おそらく保守主義の観点から簡便法を認めたものと思われる。

しかしながら、簡便法を認める理由が上記のように保守主義のみである場合には、会計上の論理性に欠ける。税効果会計の資産負債法においては、キャッシュ・フローの裏付けがあり回収可能であれば、たとえ流動資産に含まれるものであってもそれは繰延税金資産として計上すべきである。しかも、2%という付加税率は、法人税の法定実効税率32%と比較すると重要性が大きいにもかかわらず、無条件で簡便法を認めるのは妥当ではない。以上の諸点を考慮し、もし簡便法を認めるのであれば、それは短期若しくは長期又は資産若しくは負債にかかわらず、すべて重要性がない場合に限るべきである。

したがって、Aのなお書きは次のように変更することを提案する。

「なお、重要性がない場合には、繰延税金資産又は繰延税金負債の計算において、一律に付加税率を含まない税率を適用することができる。」

2. Q11について

連結納税子会社であるが、会計上の連結子会社にならないケースとしては、Q11に記載されている重要性により連結の範囲に含めない子会社のほか、支配が一時的であると認められる会社及び連結することにより利害関係者の判断を著しく誤らせるおそれのある会社があるが、このような会社に対する取扱いも記載すべきである。

3. Q12について

(1) Q12は連結納税子会社の決算日が連結納税親会社の決算日と異なる場合における連結会計処理についての説明であることが理解しづらい面があるため、Aの第一パラグラフの5行目及び第二パラグラフの1行目・2行目を次のように変更することを提案する。

- ① 「連結納税親会社の決算日に一致させるように仮決算を行い、法人税を計算することとなる。」
- ② 「このような場合においては、会計上、以下のように取り扱うことが適当と考えられる。」
- (2) Q12のAに示されている(1)連結納税主体における法人税の会計処理、(2)連結納税子会社の個別財務諸表における法人税の会計処理は、文章による記述であり抽象的であるため、理解しづらい面がある。
- したがって、具体的にどのように合理的計算を行えばよいかについて設例を示すべきである。

4. Q13について

加入・離脱の取扱い

公開草案では、連結子会社である会社を、将来、連結納税子会社として加入させることについて意思決定がなされ、実行される可能性が高いと認められる場合には、将来、その加入が行われるものとして繰延税金資産の回収可能性を判断するとしている。この通常の連結手続では、子会社株式の追加取得が行われた時点で初めて会計処理が行われることと整合性がない。また、加入については、資産の時価評価による一時差異が発生するが、これとの関係で繰延税金資産の影響額が確定できない場合も想定される。離脱については、連結納税子会社への投資の評価減(Q8)や留保利益に係る一時差異(Q10)と同様な考え方を採用できると考えられるが、加入と離脱の両方に同じ考え方を採用するかどうかは再検討の余地がある。

5. Q17について

Aの2.「開示」において、「連結納税制度を適用している旨を注記することが望ましいと考えられる。」とされているが、連結納税制度を適用している事実は、連結財務諸表、個別財務諸表いずれにとっても、財務諸表の利用者にとって非常に重要な事実であるから、「連結納税制度を適用している旨を追加情報の注記として記載することが必要と考えられる。」とすべきである。

以 上